

市・県民税の改正点

税務課市民係
☎0824-73-1146

寄附金控除の拡充

「ふるさと」やこれまで深いかわりのある地域に何らかの形で貢献・応援したいという方の思いを生かすため、寄附金控除が拡充されました。

主な内容は、下表のとおり①対象寄附の拡大、②下限・上限の拡大、③控除方式の変更、④ふるさと納税制度の創設です。

減価償却資産の償却制度の改正

平成19年3月31日以前に取得したもので、減価償却費の累積額が取得価格の95%相当額に達した場合は、達した年分の翌年分以後5年間で残存価格（残り5%部分）を1円まで均等償却することとなりました。（旧定額法によって償却が終了済みの機械についても適用できますが、その場合は、現にその機械を使用しており、かつ、取得年月・取得価格などが分かる書類の提示が必要となります。）

変更点	平成20年度まで	平成21年度から
①対象寄附	A 都道府県・市区町村への寄附	A 変更ありません
	B 広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部などへの寄附	B 変更ありません
	☆右記のものが新たに追加されました⇒	C 所得税で控除対象となる寄附金（国および政党などに対するものを除く）のうち、県・市が条例で指定した寄附 ◎広島県は、先の12月議会において条例で指定がなされました。詳しくは県税務課（☎082-513-2329）にお問い合わせください。 ◎庄原市は、平成21年度申告に係る条例指定は行っていません。
②適用下限額 寄附限度額	10万円 総所得金額等の25%	5千円 総所得金額等の30%
③控除方式	【所得控除方式】 (寄附金-10万円)を課税所得金額から控除	【税額控除方式】 A・Bの寄附金 (寄附金-5千円)×10%を市・県民税所得割額から控除 Cのうち県が指定した寄附金 (寄附金-5千円)×4%を県民税所得割額から控除
④ふるさと納税制度	☆上記③の控除に加え、右記の控除が新たに追加されました⇒	Aの寄附金について、次の計算による額を市・県民税所得割額から控除（市・県民税所得割の10%を限度） (寄附金-5千円)×(90%-所得税の限界税率)

※「所得税の限界税率」とは、所得税を計算する際にその人に適用される最も高い税率で、課税所得金額により0～40%となります。

ネットワーク講座などのDVDを貸し出し 各地域での研修会に活用を

本年度開催した「自治振興区活動報告会」や地域リーダー育成事業として市内7会場で開催した「ネットワーク講座」などの講演を録画したDVDの貸し出しを始めます。

前年度に活動促進補助金を利用して、地域の課題解決に取り組み、地域づくりを積極的に進めてきた市内の先例や、全国各地で地域づくりを進めている先駆者や専門家などの講演は、これから活動を始めたり、新たな計画に着手したりする地域にも大変参考になります。

地域内での研修会にも、ぜひご利用ください。

利用できる方

庄原市在住・在学の方など

貸出期間 原則2週間以内

貸出手数料 無料

貸出窓口・問い合わせ 自治振興課

☎0824-73-1209

または各支所地域振興室